

特別養子離縁届

家庭裁判所の審判により、特別養子縁組にて創設した親子関係を消滅させるための届出です。

根拠法令	戸籍法第73条、民法第817条の10
届出期間	判定確定の日から10日以内
届出地	養親又は養子の本籍地、届出人の住所地、所在地(居所や一時滞在地)
届出人	審判を請求した特別養子または実父母
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：特別養子離縁届記入例は下記をご覧ください・家庭裁判所の審判書謄本及び確定証明書・戸籍謄本：届出先に本籍がないとき・印鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	離縁の際に称していた氏を称する届（戸籍法73条の2の届）：離縁後に縁組中の氏を称する場合（縁組前の氏に戻らない場合）、別途届出
教示	特別養子離縁届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

特別養子離縁届

平成23年12月25届出
 ※届出日を記入してください
 埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

(よみかた) 氏名	養子		
	この氏 甲野	きょうこ 名 京子	
生年月日	昭和・平成10年11月5日		
住所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1号 (方書・マンション名)		
	世帯主 の氏名	かすかべ いちろう 粕壁 一郎	
本籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2 番地 番		
	筆頭者 の氏名	甲野 太郎	
審判確定の日 年 月 日	平成 23年 12月 20日		
縁組前の 本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1番		
	筆頭者 の氏名	粕壁 一郎	
父母の氏名 父母との続き柄	父	粕壁 一郎	続き柄 □ 男 二 ☑ 女
	母	彩子	
離縁後の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない		
	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1番	筆頭者 の氏名	粕壁 一郎

※持参するもの 印鑑、本人確認ができるもの
 ※審判書謄本及び確定証明書を持参してください。
 ※本籍地以外に届出する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

連絡先	電話	048(736)1111
	自宅	携帯・勤務先・呼出

特別養子離縁届 (右側)

		養 親				
(よみかた)		こうの たろう		こうの はなこ		
氏 名	養父 氏	名		養母 氏	名	
	甲野	太郎		甲野	花子	
生 年 月 日	昭和 51年 1月 22日			昭和 53年 10月 10日		
住 所	埼玉県春日部市中央 6			丁目 2	番地 番号	
[住民登録をしているところ]	世帯主の氏名 甲野 太郎					
本 籍	埼玉県春日部市中央 6			丁目 2	番地 番号	
[外国人のときは国籍だけを書いてください]	甲野 太郎					
そ の 他						
届 出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養子					
	住 所	埼玉県春日部市金崎 839			丁目 1	番地 番号
	本 籍	埼玉県春日部市金崎 839			丁目 番地 1	筆頭者の氏名 粕壁 一郎
	署 名	粕壁 一郎		印	昭和 49年 6月 23日	